

# 宮崎自動車道における最高速度規制引き上げ（規制一部解除）の試行について

平成25年8月1日(木)から宮崎自動車道の一部区間について最高速度規制引き上げの試行を行っています。

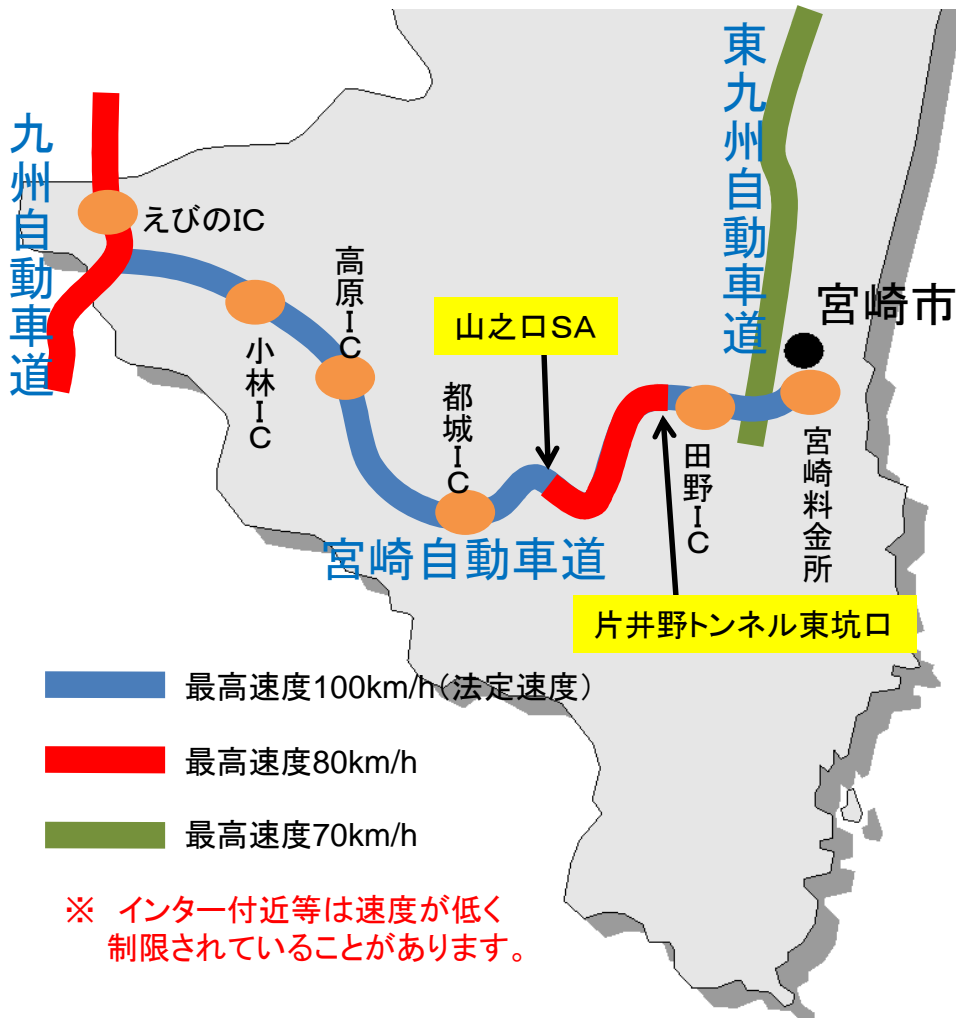
## 速度引き上げ試行の概要

対象区間において、現在の最高速度規制80km/hを見直し、法定速度(100km/h)としました。

## 速度引き上げ試行の対象区間

- 1 宮崎自動車道の高原ICから山之口SAまでの上下線約26キロ
- 2 片井野トンネル東坑口から宮崎料金所付近までの上下線約14キロ

## 最高速度引き上げ試行後の交通規制図



## 要注意

山之口SAから片井野トンネル東坑口までは80km/h規制です。速度引き上げの対象区間とはなっていません。

## 今回の最高速度引き上げ試行についての注意事項

### 1 最高速度規制標識について

宮崎自動車道における最高速度規制の標識は、原則として可変式速度規制標識となっていますが、宮崎料金所から西(都城方面)へ向かう場合、

**速度40km/hの終わり**

を意味する右図の標識がありますので、この先は**法定の最高速度である100km/h**となります。

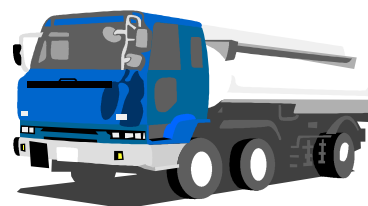


また、この標識に続いて可変式速度規制標識があります。下図①のように表示のない状態であれば法定速度である100km/hが可能ですが、②「80」または③「50」といった表示となっている場合は、気象状況などにより最高速度を制限していますので、この速度を遵守してください。



### 2 大型貨物自動車等における最高速度について

大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、トレーラー、大型特殊自動車については、道路交通法施行令により、**法定の最高速度は80km/h**です。可変式速度規制標識に速度表示がない場合でも80km/h規制となりますので、ご注意ください。



## 最高速度引き上げ試行についてのQ&A

**Q** なぜ速度引き上げを行うことになったのですか。

**A** 従来の交通規制を、交通実態に即した「より合理的な交通規制」とする取り組みにより、道路構造などを検証したうえ、最高速度を引き上げることとしたものです。

**Q** いつ頃から速度引き上げを行うことを検討したのですか。

**A** 高速道路における「より合理的な交通規制」に関する指示が平成22年8月に示されたことを契機に、高速道路利用者に対するアンケート調査や、道路構造の調査を開始しました。

Q 最高速度引き上げの「試行」とはどのようなことですか。

A 今回速度引き上げを決定した区間は、道路構造令による設計速度が80km/hとして整備されたものであり、原則はこの設計速度を最高速度とすることとされていました。しかしながら、

- 事前のアンケート調査では約7割の県民が速度引き上げを望んでいること
- 宮崎県は高速道路以外の高速交通がないこと
- 自動車の性能等が向上していると認められること

などから、速度引き上げに向けて道路管理者との協議や、警察庁に対する要望を継続して行ってきました。

その結果、国土交通省と警察庁間において協議が成立し、「試行としての最高速度引き上げを認める。」という判断が示されたものです。

Q 速度引き上げが「試行」ということであれば、速度規制が元に戻る可能性もあるのですか。

A 今回の速度引き上げは、「試行」という形で中央省庁間の合意により認められたものです。

今後、交通の流れや事故発生の状況を見ながら判断していきたいと考えています。

Q 宮崎自動車道で、速度引き上げ試行が行われない区間について教えてください。

A 田野ICから都城IC間における

片井野トンネル東坑口～山之口SA間

においては、カーブが多いこと、2箇所トンネルがあり、トンネル区間内は危険性が高いことから速度引き上げには至りませんでした。

Q この速度引き上げ試行で、所要時間はどれくらい短縮され、どのような効果がありますか。

A 所要時間は、単純に計算すると6分程度短縮されるものと考えています。

また、この速度引き上げで、いままで一般道路を通過していた自動車が高速道路を通行することも考えられ、一般道路における交通の円滑化が図られるとともに、交通事故の減少に効果があるのではないかと考えています。

また、物流面での速達性及び定時制確保により、効率化が図られ、より高速道路としての機能が向上することが期待できます。

担当 警察本部交通規制課 TEL 0985-31-0110